

健発0804第10号
令和3年8月4日

健康日本21推進全国連絡協議会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を
改正する件」について

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」(令和3年厚生労働省告示第302号)が本日告示され、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年厚生労働省告示第430号。以下「健康日本21(第二次)」という。)が改正された。

改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、関係団体、関係機関等に対する周知について御協力いただけるようお願いする。

なお、健康日本21(第二次)の最終評価の最終評価及び健康日本21(第二次)に続く次期国民健康づくり運動プラン(仮称)に係る検討の今後の進め方については、別添1及び別添2を参照いただきたい。

記

1. 改正の趣旨

健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(いわゆる健康日本21(第二次))については、令和4年度末までの期間を設定して国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を定めているものである。

令和3年1月21日に開催された第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画等の期間と健康日本21(第二次)に続く次期国民健康づくり運動プラン(仮称)の期間とを一致させること等を目的とし、健康日本21(第二次)の期間を1年間延長することが了承された。

2. 改正の内容

「平成 25 年度から平成 34 年度まで」とされている健康日本 21（第二次）の期間を 1 年間延長し、「平成 25 年度から令和 5 年度まで」とすること。なお、別表第 1 から第 5 までに掲げる各目標に係る年及び年度については、健康日本 21（第二次）の期間の延長に伴う変更は行わないこと。